

令和6年度 農作業賃金標準額

今年の標準的な農作業賃金を下記のとおり決めました。

当事者間で委託料を協議するための“目安のひとつ”

としてご利用ください。

【 機械による賃料標準額 】

作業名	単位	標準額(円)	備考	
田・畑耕起	10a 当り	ロータリー耕 6,000	①稲刈りの場合は、結束縄は受託者負担。 ②倒伏の場合は、お互いに協議。 ③未整地の場合、お互いに協議。 ④すき耕の場合は、お互いに協議。 ⑤田植側条施肥は、お互いに協議。 ⑥機械燃料は持込みとする。 ⑦消費税は含まれておりません。	
代かき		7,000		
肥料散布料		1,000		
田植		6,000		
水稻育苗	1箱当り	硬化苗(種子込み) 850		
畔ぬり	1m当り	50		
コンバイン	10a 当り	刈取のみ 19,000		
		乾燥まで 24,000		
		調整まで 28,000		
乾燥・調整	1俵当り	調整のみ 750		
		乾燥～調整 1,100		
ドローン防除	10a当り	1,240		

【 臨時雇賃金 】

作業名	単位	標準額(円)	備考
一般農作業	1人当り	7,200	1日8時間を標準とする。 ※福島県の最低賃金を下回らないよう調整してください。
山林下刈り		8,000	

(注) 上記の農作業賃金は、契約の目安です。労働能力(年齢・経験など)、山間部と平坦部、乾田・湿田など農作業に地域差等がある場合は、当事者間で調整してください。

◎こんな相談は、農業委員会に。

1. 農地の貸借又は売買などをしたいとき。
2. 農地や農業の経営を後継者にまかせたいとき。
3. 農地を農地以外の目的で使いたいとき。
4. 農業者年金について。

◎農地の移動、転用等の申請はお早めに。

棚倉町農業委員会 (電話 33-7883)